

平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 276

政策体系	11	事業分類	ソフト事業	所管部局	
会計	一般会計	科目	3. 民生費 - 2. 児童福 - 1. 児童福 現年		
事業名	母子生活支援事業				
細事業名	母子生活支援事業				
評価表作成者				市民福祉部 子育て支援課	大橋 香澄

1. 事業の概要

ひとり親の情報交換、生活支援講習会を開催。
 児童虐待や配偶者の暴力等により安心した生活が確保できない母子が、母子生活支援施設に入所し安全の確保と自立を支援、また児童の健全な発達を支援する。
 母子家庭の生活の自立を促進するための資格取得に給付金を出し、経済的に支援する。

2. 事業の目的と必要性

①施策で目指す目標との関連付け

ひとり親家庭の生活を支援、就労促進を促す。児童虐待、DV被害等により保護を要する母子の施設入所等を行ない、自立支援を行う。

②事業を実施する必要性

ひとり親家庭の孤立を防ぎ、不安を抱える家庭が気軽に情報交換、相談できる機会を設ける。
 近年増加している児童虐待やDVからの保護と、母子の自立支援を目的とした国の制度下での施設入所は今後も需要があると思われる。
 就労促進が生活の自立に不可欠である。

3. 事業費の推移

	単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画
決算額または計画額	千円	330	5,667	4,470	7,867	8,571	4,177	4,177
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳								
使用料・手数料等	千円	0	0	2	0	0	0	0
国・府支出金	千円	212	2,267	3,611	5,702	6,428	687	687
地方債	千円	0	0	0	0	0	0	0
一般財源	千円	118	3,400	857	2,165	2,143	3,490	3,490
職員等の従事人員	人/年	—	0.15	0.15	0.10			
人件費	千円	—	1,205	1,090	700			
事業費総額	千円	—	6,872	5,560	8,567			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

4. 主な事業費の内訳

ひとり親家庭生活支援事業	357,067円
母子生活施設入所措置事業	5,937,569円
母子家庭自立支援給付費	863,840円
国庫負担金返還金	708,580円
計	7,867,056円

5. 事業結果の概要

児童虐待や配偶者の暴力等により在宅で安心した生活が確保できない場合や、一時保護が必要な場合に、母子生活支援施設に措置入所し安全の確保と児童の健全な発達を支援した。（2世帯6名延べ14ヶ月分）
 母子家庭の自立に向けた資格取得を支援した。（教育訓練受講1件、高等技能訓練1件）
 ひとり親家庭支援事業を3回実施した。（延べ参加者は115人）

6. 活動の詳細

ひとり親家庭生活支援事業		
母子寡婦福祉会との協議・委託契約・講座等開催	生活支援講習会 9月12月 ひとり親家庭等情報交換 事業 3月	生活支援講習会 93人 ひとり親家庭等情報交換 事業 81人 委託費 357,067円
母子家庭自立支援給付費		
広報・相談対応・対象講座確認・申請受付・書類審査・認定決定、通知・支給	随時	教育訓練受講（ヘルパー） 17,840円 高等技能訓練（看護師） 846,000円
母子生活施設入所措置事業		
相談・状況把握・ケース会議・保健師、児童相談所各 機関連携・入所施設検討・健康診断・申請受付・認定 決定、通知・施設入所依頼・入所措置 入所措置費毎月支払	9月～3月	母子1世帯入所措置 ほか2世帯 5,937,569円

7. 所属長評価〔平成20年度から改善した点、今後の展開など〕

国の制度に基づき、ひとり親家庭生活支援事業、母子生活施設入所措置、母子家庭自立支援給付事業を実施している。
ひとり親家庭の情報交換・交流、児童虐待やDV被害者の生活の確保、母子家庭の自立に向けた資格取得等の支援であり、今後も継続して実施する。

【参考】過年度の評価

■平成22年度の所属長評価

市内においても、児童虐待等のケースが増加傾向にあり、母子家庭の就労支援やDV被害者への支援のあり方について協議するとともに、具体的な相談、支援活動に取り組んだ。今後も、母子生活支援施設に措置入所し安全を確保するための事業は重要であり、母子家庭の経済的な自立を促す取り組みなど、厳しさを増している就労への支援や増加傾向にあるDV被害者への支援を拡充していく必要がある。また、ひとり親家庭の生活支援事業など、母子家庭の自立を支援する技能習得のための訓練費用等の支給についても、必要な事業である。

■平成21年度の所属長評価

- ①事業執行に当たり議論を重ねた点
母子家庭の就労支援やDV被害者への支援のあり方について協議した。
- ②当該事業のアピール事項
近年増加しているDV被害への支援や母子家庭の経済的な自立を促す取り組みを進める。
- ③反省点、今後の展開・方向性等
厳しさを増している就労への支援や増加傾向にあるDV被害者への支援を拡充していく必要がある。